

委託番号	105
契約形態	業務委託

仕 様 書

1 委託名 建築物・建築設備定期点検委託（草加八潮消防組合）

2 履行場所

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) 草加消防署（草加八潮消防局含む） | 草加市神明二丁目2番2号 |
| (2) 草加消防署西分署 | 草加市西町108番地2 |
| (3) 草加消防署青柳分署 | 草加市青柳六丁目23番6号 |
| (4) 草加消防署北分署 | 草加市清門二丁目1番地43 |
| (5) 草加消防署谷塚ステーション | 草加市谷塚町525番地2 |
| (6) 八潮消防署 | 八潮市大字鶴ヶ曽根1185番地 |
| (7) 八潮消防署内訓練棟A棟 | 八潮市大字鶴ヶ曽根1185番地 |
| (8) 八潮消防署内訓練棟B棟 | 八潮市大字鶴ヶ曽根1185番地 |

3 履行期間 令和8年4月1日から令和8年7月31日まで

4 委託内容

建築基準法第12条に基づく、建築物、建築設備（昇降機は除く）の点検業務委託及び建築物外壁全面打診等調査委託。

5 点検実施者

建築基準法第12条に定める資格を有する者が行うこと。

6 対象施設

施設名（棟名）	構造	延床面積	点検項目		
			建築物		建築設備
			点検	外装仕上げ材等	点検
草加消防署 （草加八潮消防局含む）	RC造 地上3階	1,266.15 m ²	○	—	○
草加消防署 西分署	S造 地上3階	1,098.88 m ²	○	—	○
草加消防署 青柳分署	RC造 地上2階	1,728.00 m ²	○	○	○

草加消防署 北分署	RC造 一部S造 地上2階	909.49 m ²	○	○	○
草加消防署 谷塚ステーション	RC造 地上2階	371.31 m ²	○	—	○
八潮消防署	RC造 一部S造 地上3階	3,787.86 m ²	○	—	○
八潮消防署内 訓練棟A棟	S造 地上6階	274.50 m ²	○	—	○
八潮消防署内 訓練棟B棟	S造 地上2階	120.00 m ²	○	—	○

※平面図等の閲覧を希望する場合は、草加消防署管理課に問い合わせること。

※契約者には、平面図等を貸与する。

7 調査基準

- (1) 特定建築物定期調査業務基準 (財)日本建築防災協会
- (2) 特殊建築物等定期点検業務基準(公共建築物用) (財)日本建築防災協会
- (3) 建築設備定期検査業務基準書 (財)日本建築設備・昇降機センター
- (4) 建築設備定期点検業務基準(公共建築物用) (財)日本建築設備・昇降機センター
- (5) 剥離による災害防止のためのタイル外壁、モルタル塗り外壁定期診断指針 建設省住宅局建築技術審査委員会
- (6) タイル外壁及びモルタル塗り外壁定期診断マニュアル (公財)ロングライフビル推進協会

8 支払方法

業務完了払(年1回払)

- (請求は、履行場所(1)～(5)と(6)～(8)に分け、(1)～(5)の請求書は草加消防署管理課へ、(6)～(8)の請求書は八潮消防署管理課へ送付すること)

9 業務の処理

- (1) 受注者は、業務の開始前に、着手届、実施工程表及び担当技術者通知書を提出し、担当者の承認を受けること。
- (2) 受注者は、業務の進捗状況に応じて担当者に中間報告をするなど、十分打合せをすること。
- (3) 現地調査にあたっては、施設の担当者等と作業日程及び作業内容について打合せ

を行ない、承認を受けること。

(4) 点検時には、必ず担当者の立会いを受けること。

10 共通事項

- (1) 受注者は、業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、成果品等について、組合の承諾なしには他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡または提供してはならない。
- (3) 不当要求行為に関し、次の事項を遵守すること。

ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、組合管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

イ 受注者は、組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

11 提出物

成果品等	仕様・種類	規格	部数	提出先
定期調査報告書	・棟別（構造別）	A 4	各 2 部	草加消防署 管理課
定期点検報告書				
その他	・写真等	L 版		

12 問い合わせ先

草加八潮消防組合 草加消防署 管理課

電話 048-924-2116